

PwC JHR News

英国で日本人駐在員業務をご担当されている皆様へ

2017年度英國税制改正案サマリー 雇用者と従業員に関する主な発表事項の要約

2017年3月

2017年3月8日に財務相が「2017年度税制改正案」を発表しました。雇用者と従業員に関する主な発表事項は下記の通りです。

報酬

従業員、派遣労働者、自営業者への課税

財務相は、自営や派遣会社経由の労働を選択する正当な理由は多々あるが、税制上の取り扱いの違いが主な理由であるべきではないという政府の考えを強調しました。今年だけでも、従業員ではない労働者の15%に対して、公共財政に10億ポンド以上のコストがかかると予想しており、レビュー(*Employment Practices in the Modern Economy*)を行っているマシュー・ティラー(王立技芸協会CEO)は自営業者傾向の「主要因」は税金だと述べています。

そこで税の公平化に向けた大々的な改革案が発表されるかと思われたが、政府が何らかの措置をとるかは、今後の動向を注視する必要があるようです。一方、年間5000ポンドだった配当所得の非課税枠が2018年4月から年間2000ポンドへと縮小されます。クラス4NICは同日から引き上げられます。

財務省は公共セクター契約労働者に関する変更(2017年4月から実施)の定着、ティラー氏のレビュー結果を待ってから、「同等の仕事をし同等の賃金を得て同等の公的給付を享受する人々が同レベルの税を支払う」システムの創り方についてコンサルテーションを開始するものと予想されます。その結果を受け、2018年4月もしくは翌年からの変更へと繋がる可能性があります。

つまり、雇用者は準備を整えておく必要があります。自営の契約労働者が従業員の扱いとなつた場合、社会保険料の雇用主負担分、アレンティスシップ課金、年金自動加入制度、全国最低賃金、有給休暇を考慮すると雇用者の負担は大幅に増えます。また、VAT上の影響もあります。人員戦略の再確認・見直しとリスク管理が必要とされるかもしれません。

2019年4月からローン課税を導入

第三者(従業員給付信託など)から従業員へ提供されたローンで2019年4月5日時点未回収のものについて、PAYEおよびNICの徴収納付義務が雇用者に課されることが改めて確認されました。これは昨年発表された内容の追認です。

雇用関連税

社会保険料(NIC)

政府は、2018年4月からクラス2NICを廃止するという昨年の発表内容を追認しました。クラス4NICについては、通常レート9%(自営業者に適用)を2018年4月から10%、2019年4月から11%へ引き上げます。

自営業者はクラス4とクラス2NICの両方を支払わなければならない状況に陥ってしまうかもしれません。

- クラス4NICは、年間8,060ポンドから43,000ポンドの利益については9%、年間43,000ポンドを超える部分については2%の支払い。
- クラス2NICは、年間5,965ポンド以上の利益に対し、支払い。

政府は、近代的雇用慣行を調べるマシュー・ティラーのレビューに加え、雇用されている者と自営業者においての公的育児給付の受給権における違いについてもコンサルテーションを実施する予定です。

雇用者支給の様々な形態の報酬に関するコンサルテーション

昨年発表された通り、政府は、雇用者が負担する様々な形態の報酬の税務上の取り扱い(報酬の支給方法によって同じ給付に対する課税に相違や不一致がある場合)についてコンサルテーションを実施する予定です。また、現物支給の評価と従業員経費に対する所得税優遇措置適用の際の記録保持、雇用者供給の住宅の税務上の取り扱いについてコンサルテーションが求められています。

ます。詳細は2017年3月20日に発表されます。

前回、発表され2017年4月以降に実施されるその他の変更は、以下の通りです。

サラリーサクリファイスと選択型現物支給

2016年の秋の財政演説で発表された通り、政府は、「選択型現物支給」と呼ばれる制度(サラリーサクリファイスなど)により所得税とNICの優遇措置適用可能な現物支給(BiK)の範囲を限定します。

2017年財政法修正案(2017年3月20日に発表予定)でそうした選択型現物支給に関する変更の影響が明確となり、生命保険などの現物支給の取り扱いが確認できます。

登録年金制度への雇用者拠出や年金アドバイス、チャイルドケア、自転車通勤、超低排出ガス車(二酸化炭素排出量が75 g/km未満)に対するサラリーサクリファイスによって得られる所得税や社会保険料(NIC)の優遇は、この変更による影響はありません。

2017年4月より前に実施されたサラリーサクリファイス制度は概して、2018年4月まで現行が適用されます。社用車、住宅、学費に関する2017年4月より前のサラリーサクリファイスは、2021年4月まで影響はありません。

サラリーサクリファイスにより提供される他の給付(携帯電話、健康診断、駐車場、ジム会員権の給付など)については、従業員は天引きされた給与、または当該支給相当額のいずれか高い方を課税対象とします。選択型現物支給を引き続き行う場合は、雇用者が支払うクラス1AのNICが増額するほか、事務作業も増えることになります。

雇用者は、こうした変更が自社の現在の現物支給制度にもたらす影響を検討することが必要です。また、新旧支給においてサラリーサクリファイスの税優遇措置を引き続き受けれる様、変更項目を検討すると共に、関連コストについても数値化することが求められるかもしれません。

社会保険料(NIC)適用額の変更

2016年の秋の財政演説で発表された通り、2017年4月6日からプライマリー(従業員に適用)とセカンドリー(雇用者に適用)の保険料適用額が抑えられます。従業員と雇用者は共に、週157ポンドを超える所得について社会保険料(NIC)を支払うことになります。

公共セクター契約に対するIR35の制約

政府は2016年の秋の財政演説で、2000年情報公開法の適用対象公共機関に対し、仲介企業に関する規則(IR35)が該当する場合は2017年

4月からPAYEとNICの徴収納付を義務づけると発表しました。

公共セクター契約の場合、仲介企業を通じてサービスを提供する個人にはIR35規則が適用されるか否かの判断責任はもはやなく、その責任は公共セクター機関、派遣会社、または第三者に移行します。

通常は、IR35の仲介企業に最も近い契約主体(必ずしも公共セクター機関であるとは限りません)が、リアルタイム情報報告を含めたPAYEとNICの源泉徴収義務を負います。経費の5%非課税制度は、従業員とIR35に該当する労働者との整合性のために廃止されます。英国歳入関税庁(HMRC)は最近、整合性を一層保つために、派遣会社や公共セクター機関は税額計算で労働者の経費を考慮することを選択できると発表しました。

基礎控除の増額と高所得税率(40%)適用基準所得額

2017年4月から、基礎控除額(PA)が年間11,000ポンドから11,500ポンドへ引き上げられます。政府は、今国会の会期末までにPAを年間12,500ポンドへ引き上げるという公約を改めて確認しています。

所得税の高税率(40%)適用基準所得額は現在、年間43,000ポンドですが、2017年4月からは年間45,000ポンド(スコットランドを除きます)、今国会の会期末までに年間50,000ポンドへ引き上げられます。

全国生活賃金の引き上げ

2017年4月から、25歳以上層の全国生活賃金が時給7.20ポンドから7.50ポンドへ引き上げられます。

現物給付に対する支払

2017年4月以降はペイロール処理されない現物給付に対して費用の支払いを受ける従業員は、該当課税年度終了後の7月6日までに支払いを受けなければなりません。

年金

適格認定海外年金制度への資金移動

政府は2017年3月9日から、適格認定海外年金制度(QROPS)への特定の資金移動に対して25%の課税を導入します。この課税は、当該個人とQROPSの両方がEEA内または同一国内にある場合、もしくは資金移動先の年金制度が当該個人の雇用主が提供する職域年金制度か海

外の公共セクタ一年金制度である場合を除いて、適用されます。

納税義務が発生すれば、その税を控除する責任は英国の制度の運用者と加入企業が共同かつ個別に負います。**2017年3月9日**以降に実施される資金移動は全て対象になります。

既存のQROPSがQROPS認定を維持したい場合は、この新たな義務の遂行に合意する旨の修正確約書を必ずHMRCへ提出しなければなりません。英国の制度運用者が海外へ資金を移動する際は事前に慎重にチェックし、移動先の制度がこの新たな確約書を提出していることを確認する必要があります。

制度の加入企業は、資金移転から**5課税年度**が経過する前に居住地国を変更すれば**25 %課税**が発生する可能性があり、その場合はQROPSの管理者が源泉徴収を行います。

海外退職給付制度からの一時金

政府は**2016年の秋の財政演説**で、海外退職給付制度から**2017年4月6日**以降に支払われる一時金は、当該個人が受給時に税務上の英國居住者であれば英国外勤務優遇措置(英国外勤務期間について英國所得税を免除する措置)の対象から外れる旨を発表しました。**2017年度税制改正案**でも、**2017年4月5日**以前に積み立てた資金から支払われる一時金は全て税法上の取り扱いは従来のままでし、**4月6日**以降の勤務に関する給付に対して新課税規則が適用されることが確認されました。

第615条年金制度

政府は第615条確定給付年金制度(専ら英国外で勤務する従業員向け)を持つ雇用者に関して、そうした制度で**2017年4月6日**以降さらなる給付が発生しないようにするという意図を反映した法案修正を行いました。詳細は後日発表されます。

国際的に移動する従業員

インバウンド従業員とアウトバウンド従業員に関する税費用

英国外から英國へ赴任(インバウンド)する従業員で送金ベース課税を申請する人の多くは、基礎控除を受ける権利がないのが通常ですので、基礎控除額が**11,500ポンド**に引き上げられても影響はありません。一方、英國から英国外へ赴任(アウトバウンド)する英國非居住者の従業員の多くは、英國を源泉とする投資所得に対する英國税減税を受けられるかもしれません。

さらに、英國からのアウトバウンド従業員で英國の自宅を賃貸している人にとっては、年間賃料収入がVAT税登録基準額(現在**83,000ポンド**)未満の家主に対しては「税務のデジタル化(Making Tax Digital)」の義務化について追加猶予期間(**2019年4月まで**)を与えるとした政府の発表は朗報でしょう。多くの家主にとっては、デジタルフォーマットで記録と四半期報告書を作成するための準備時間が延長されることになります。

前述の通り、政府は昨年発表したクラス2NICの廃止を**2018年4月**から実施することを確認しました。英國からのアウトバウンド従業員でクラス2NICの拠出によってNIC拠出記録を維持している人にこの変更をまだ伝えていない雇用者がおられましたら、伝えられた方がよろしいでしょう。

非英國永住者の課税に対する変更

予想通り、永住者に関しては、昨年提案された変更が**2017年4月**から適用される他には目立った発表事項はありませんでした。永住者と見なされる基準や特定個人による資産再評価の可否については、何ら変更はありません。**2年間の海外混合資金「廉潔化(cleansing)」**期間を、それまで法案で考慮していなかった**2007/08年度**より前の混合資金に入っている所得(income)、差額収益(gain)、資本(capital)にも拡大適用する旨が確認されました。

コンサルテーションの影響

2017年3月20日に開始予定のいくつかのコンサルテーションは、国際的移動のある従業員に影響する可能性があります。従業員経費に対する所得税優遇措置の適用や、雇用者が提供する住宅の税務上の取り扱いなどに関してです。インバウンド従業員に住宅を提供する雇用者に大きな影響が出る可能性がありますが、詳細については後日の発表を待つことになります。

内容に関するご質問などございましたら、PwC貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

福田 有紀子 (020 7804 9207)

yukiko.fukuda@pwc.com

プレスマント 彩 (020 7212 6059)

aya.pressman@pwc.com

敬具

PwC Japan Tax Team

Direct: +44 (0)20 7212 7299

Email: japantaxteam.hrs@uk.pwc.com

ジャパンーズビジネスネットワーク (JBN)

www.pwc.co.uk/japan

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2017 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.